

徳島県告示第四百九十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和元年十一月十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

区域が所在する市町村	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
阿南市	大谷谷	土石流	次の図のとおり
	谷一号谷	同	
	谷二号谷	同	
	大地谷	同	
	大地三号谷	同	
	切石川	同	
	蛭地谷	同	
	西谷谷	同	
	岡鼻谷	同	
	山路谷	同	
	光源寺一号谷	同	
	光源寺二号谷	同	
	蛭地	急傾斜地の崩壊	
	蛭地(2)	同	
	中富(1)	同	
	中富(2)	同	
	西谷	同	
	浦の内	同	
	岡元	同	
	岡元(2)	同	
	大谷	同	
	光源寺(1)	同	
	光源寺(2)	同	
	光源寺(3)	同	
	車ノ口	同	
	桑野大地	同	
	桑野大地(2)	同	
	切石	同	
	宮ノ森(1)	同	
	宮ノ森(2)	同	

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県県土整備部砂防防災課並びに係する徳島県南部総合県民局及び徳島県西部総合県民局の各庁舎に備え置いて縦覧に供する。）

つるぎ町	東久保 (8)	同
	東久保 (6)	同
	下竹 20	同
	東山	同
	土日浦 (3)	同
	徳善東 (2)	同
	徳善東 (6)	同
	徳善東 (4)	同
	徳善東 (3)	同
	徳善東 (1)	同